

## 令和7年度第1回堺市都市計画公聴会について

### <公聴会の概要>

- 日 時 : 令和7年6月20日(金) 午後2時00分～午後2時25分
- 場 所 : 堺市役所本館地下1階 大会議室(西側)
- 公述人 : 1名

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対する堺市の考え方は次のとおりです。

### <南部大阪都市計画景観地区の変更>

公述人	都市計画の原案に係る意見の概要	意見に対する市の考え方
A	<p>・今回の都市計画変更案は了としたいと思う。息の長い事業なので、今後ともたゆまぬ精進をお願いしたい。</p> <p>今後の検討課題として、百舌鳥古墳群周辺地区であることによる開発抑制の負担から、世界文化遺産登録返上の声が上がらないか危惧している。堺市としてはICOMOSが提起する世界文化遺産の在り方を上位概念として、世界文化遺産にふさわしいまちづくりをしつつ、開発のバランスを図りながら慎重に進めてほしい。</p>	<p>・本市では、世界文化遺産である百舌鳥古墳群の景観と環境を保全することを目的として、古墳群周辺を緩衝地帯に指定し、景観地区による形態・意匠の制限、高度地区による建築物の高さの制限、屋外広告物条例による広告物の高さ・面積等の制限の3つの制限により古墳群周辺の景観を保全しています。</p> <p>引き続き、世界文化遺産である百舌鳥古墳群にふさわしいまちなみの形成に向けた取組を推進し、壮大で緑豊かな古墳群と調和した景観形成を図ります。</p>